

○福岡県田川地区消防組合職員の再任用に関する規則

〔 令和元年 8 月 2 日 〕
〔 組 合 規 則 第 9 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）及び福岡県田川地区消防組合職員の再任用に関する条例に基づき、職員の再任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任用に関する基準)

第 2 条 再任用を行うに当たっては、法第 13 条に定める平等取扱の原則及び法第 15 条に定める任用の根本基準に反してはならない。

(任期)

第 3 条 再任用職員の任期は、1 年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、1 年を超えない範囲内で任期を更新することができる。

(職務内容等)

第 4 条 任命権者は、各職場において公務の能率的な運用が確保されるよう留意しつつ、再任用しようとする者の知識及び経験を活用できるよう、職務内容及び勤務形態を決定する。

(委任)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。